



議会 まなづる

No. **91**

2026年(令和8年)
5月1日発行

題字：真鶴中学校3年
ひらい たつま
平井 龍真さん



C 目次 ontents

特集	2 P
1月臨時会	3 P
3月定例会	4 P
審議結果	7 P
一般質問	10 P
会議記録	13 P

神奈川県真鶴町議会

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1
電話0465-68-1131(代)
gik_gikai@town.manazuru.kanagawa.jp

発行/真鶴町議会
編集/議会広報・広聴特別委員会

ご意見・ご感想をお寄せください



令和8年度一般会計予算修正案 附帯決議可決

修正案とは

提出議案に対し、議会が部分的な修正を行うものです。新年度予算、例えば一般会計予算であれば小中学校の運営から高齢者福祉、役場職員の人員費までひとまとまりとなっており、課題点、懸念点があっても否決とした際の影響が町民生活の多方面に及びます。そのため、修正議案を提出するという手段があります。地方自治法第115条の3及び真鶴町議会会議規則第17条の規定により、執行部が出した議案に対し修正の動議を提出できます。

ポイント・・・ 発議に必要な提出者の人数は地方自治法上では「議員の定数の十二分の一以上」、真鶴町では「議員の定数の二人以上の発議者」となっており、真鶴町では実際に2人以上の発議者が必要です。

附帯決議とは

予算案への賛否、または修正において「何にいくら使うか」を話し合っても、「どうやって使うか」というところまでの関与はできません。その点、法的拘束力はありませんが、附帯決議は「認められた予算の使い方」に対し、懸念点、留意事項などを明確に伝え執行上の注意を促し、議員の賛成を経て決議された議会の重大な意思表明と言えます。真鶴町議会規則第14条第1項及び第2項の規定に則り提出されます。

今回の修正・附帯決議の詳細

予算修正

一般会計予算45億8800万円を45億73000万円に改めるものです。

歳出

削減・・・

役場機能移転事業に係

る引越しに関する費用、1806万3000円を削減、予備費を90万円減額しました。

増加・・・

議会費に百条委員会に関する経費70万円、高齢者福祉推進事業において、敬老祝金35万円、小学校管理事業において小学校プールのポンプ修繕に100万円、また修繕が出た際の夏休みプール開放の経費を69万9000円、半島駅伝大会実行委員会補助金に40万円を追加しました。

歳入・・・

歳入の削減、追加を踏まえ財政調整基金の取り崩し3億円を2億8500万円に改めました。

附帯決議

令和8年度真鶴町一般会計予算の執行に対し、以下の内容で措置を求めました。

●学校建設推進事業について

本事業については建設費高騰のあおりを受け、事業開始当初想定よりも建設費の見込みは大きなものとなっております、神奈川県内の他自治体においても近年、大規模改修や公共施設の建設中止の事例が発生している。他方、現在公開されている真鶴町義務教育学校の基本設計案においては真鶴町の景観または歴史的な特色、ワークショップ参加者の意見などを集約、反映しつつ児童生徒以外の町民に対しても便益のある設備が盛り込まれている。学校建設についての必要性は認めるところではあるが、真鶴町の財政状況、起債による将来の負担を省み、コストダウンの検討もまた必須のものである。よって、本事業においては現在の計画から児童生徒の基礎的な学びへの影響が少ない設備を対象に建築面積の削減を行い、建設費の抑制に努め、

その方針、具体的数値、経過、進捗については議会から説明要請があった際にはその求めに応じることに。

●半島駅伝大会実行委員会補助金について

本事業については総務経済常任委員会の質疑において「町民参加一人当たりに対し5000円を実績として支払うもの」という予算執行における運用方法が明らかとなった。本方式を採用した場合に、参加人数が確定するまで補助の金額が見通せず、運営に支障を来す恐れがあること、また町民の運営への参画を抑制しかねないことから令和6年時と同様の方法で補助を行うこと。

真鶴町議会では今後慎重審議を重ね、必要な場合には修正や附帯決議など、積極的な意思表明を行なって参ります。

本会議報告

1月臨時会

教育委員会委員の任命

教育委員会委員・瀧本朝光氏から2026年3月31日付で辞職の申し出があり、新たに西郷孝彦氏を任命するため提案するものです。

給水収益の減少及び水道事業費用の増加による収支バランスの低下の解消並びに下水道施設の改善・更新を行う資金の確保を図る目的で、所要の改正をするため提案するものです。

令和7年度真鶴町一般会計補正予算第5号 歳入歳出それぞれ9740万6千円を追加して、予算の総額を46億5437万円とするものです。

令和7年度真鶴町一般会計補正予算第5号 歳入歳出それぞれ9740万6千円を追加して、予算の総額を46億5437万円とするものです。

真鶴町義務教育学校建設調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (2) 勇・堀杏奈・村田知章・青木健議員を委員に指名、選任しました。

田中 水道事業の安定経営のために必要な処置と理解しますが、大幅な値上げは町民生活を直撃します。国の重点支援地方交付金を活用しての減免措置についてどのような考えですか。

町長 水道料金は企業会計であり基本的には受益者負担は平等に求めるべきだと考えております。もし何らかの福祉的な配慮を行うのであれば、一般会計で行うべきものと考えています。

加藤 周知期間から実施までの期間が短くなっております。おり、どのような手立てを考えていますか。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (2) 齋藤 物価高対策交付金を利用して、町民の負担をなくすというところはあります。国から交付される金額によつてですが現在内容について検討しています。

同人事案については、議会運営委員会で協議し、総務経済常任委員会に付託して審議することとしました。

村田 物価高対策交付金で基本料金を減免すると答弁だったが、これは町民に対して有効に使われるべきと思いますが、町の考えはいかがですか。

町長 従量料金に減免を充てればより町民に集中しますが、相応の事務コストと人員も割かれます。それを乗り切る体力は町にはありません。基本料金を減免することが最も町民への還元額を大きくできるのではないかと考えています。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町過疎地域持続的発展計画

過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合かつ計画的に実施するため、2026年度から2030年度までを計画年次とする過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町におけるハラスメント疑い事案の調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 真鶴町の行政組織内のハラスメント疑

い事案に関する事項 (2) 同事案に対する調査及び対応に関する事項 (3) その他真鶴町におけるハラスメント疑い事案に関する事項について調査するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町過疎地域持続的発展計画

過疎地域の持続的発展に必要な事業を総合かつ計画的に実施するため、2026年度から2030年度までを計画年次とする過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

報告誌への掲載、ホームページ、メール配信等の手段を検討しており、取

討論は、齋藤伸子議員が反対、村田知章議員が賛成の立場で登壇し、採決の結果、賛成多数により可決しました。

真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議

議案に関する事項 (1) 指定管理者の選定及び指定の方法に関する事項 (2) 指定管理料の算定及び契約内容に関する事項 (3) 指定管理者に対する監督評価及びモニタリングに関する事項 (4) 協定内容と実際の運用状況との整合性に関する事項 (5) 本件に付随する事項について調査を付託するものです。

議案に関する事項 (2) 齋藤教育学校建設及び開設に関する事項 (2) 教育環境の整備に関する事項 (3) その他本件に付随する事項について調査を付託するものです。

本会議報告

本会議報告

3月定例会

教育委員会委員の任命

西郷孝彦氏を任命しました。

教育委員会委員の任命

牧岡努氏を任命しました。

教育委員会教育長の任命

岩瀬直樹氏を任命しました。

専決処分の承認

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が2月8日に執行され、これに要する経費を予算措置するの緊急を要し、専決処分したので承認しました。

犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害者等の支援について基本となることを定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び、回復を図り安心して暮らすことができる地域社会を実現します。

産業活性化センターは行政財産として管理する必要がなくなったことから条例を廃止しました。

敬老祝金条例を廃止する条例の制定

特定の年齢の高齢者のみを対象にせず、住民登録のある高齢者に対し幅広く支援することができるよう敬老祝金条例を廃止する条例が提案されましたが否決されました。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

齋藤 敬老祝金を廃止する理由に「特定の高齢者のみを対象とせず」とはどういう意味ですか。

産業活性化センターは行政財産として管理する必要がなくなったことから条例を廃止しました。

村田 行政財産として管理する必要がなくなったという事を、もう少し説明してください。

村田 行政財産として管理する必要がなくなったという事を、もう少し説明してください。

産業観光課長 今後は、行政目的に縛られることなく民間事業者の自由度を広げることで町有財産をより効果的に活用できます。

産業観光課長 今後は、行政目的に縛られることなく民間事業者の自由度を広げることで町有財産をより効果的に活用できます。

海野 普通財産という事で賃料が上がる可能性はありますか。

海野 普通財産という事で賃料が上がる可能性はありますか。

財務課長 上げる想定はしてありませんが、変動する可能性はありますか。

財務課長 上げる想定はしてありませんが、変動する可能性はありますか。

真鶴町課等設置条例の一部を改正する条例の制定

業務の遂行体制を見直し町長室機能を総務防災課と政策推進課に統合、健康こども課、保険福祉課、税務町民課の3課を健康福祉課と税務町民課の2課に再編します。

加藤 健康こども課と保険福祉課を再編します。

加藤 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長給与を1年間34%減額して支給する時限的な措置を講ずるための提案です。

町長給与を1年間34%減額して支給する時限的な措置を講ずるための提案です。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

町長 健康こども課と保険福祉課を再編します。

質疑応答

真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

子ども子育て支援法改正に伴い、子ども子育て支援納付金を新設し、令和8年度から医療保険税と一体で徴収するための改正です。

真鶴町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

給与所得控除見直しに伴う影響調整で、令和8年度限定の特例措置を附則で追加しています。

真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定

扶養手当制度改正に伴う影響対応で、国家公務員制度変更に関連した補償調整です。補償基礎額・加算額の見直しとなります。

補正予算に関する質疑

村田 琴ヶ浜町有地貸付料について、本来は研修センター管理とセットで駐車場収益を見込んでいたはずですが、駐車場だけ

切り離すのは本末転倒ではないかと思いがちかですか。

町長 当初は屋根の修繕前提で収益部分も含め貸付しました。応募業者は単年度での公募であり、この間、改修されなかったため更新せず次の使用方を模索します。今後は除却も含め新たな活用を検討中で、その間の暫定措置として収益を生むことができないという考えです。

村田 美術館施設管理事業について、改修工事

しないとのことですが、開館は可能なのですか。

教育課長 登録美術館にするには改修が必要であると思いますが、開館できないということではありません。

村田 プール監視員謝礼が25万1000円減額ということですが、プール開放をしなかったのですか。それとも期間短縮ですか。

教育課長 約20日実施し、500人ほど利用しました。今回は会計年度任用

職員が少なく職員で補完したため減額となっております。

令和8年度一般会計予算 歳入

加藤 基準財政需要額に對し特別交付税比率が増えていることに対する危機意識は持ちますか。

町長 災害等が起こった場合、特別交付税の原資がそちらへ流れ、思ったほど入らないということはあるかと考えています。基本的には基準財政需要額等と比べる必要はないと考えています。

加藤 普通交付税より特別交付税の方が安定性は少なく、特別交付税で行っている事業に恒常的な事業を含んでしまうと危険だと思えますが、いま実際に起業者が役場の恒常的な通常業務を担っていたりはしませんか。

町長 地域活性化起業者制度の趣旨としては、恒常的に何かを担ってもらう人ではないため、会計年度任用職員と同じように定常的なものに充てる

ものではないという理解は役場内には共通していると考えています。

齋藤 財政調整基金について、2025年度末残高が3億6000万円、26年度に3億円使うと残りが6000万円となり

ますが、これをどう考えていますか。

町長 これだけ取り崩すのはよろしくないと考えています。しかし当初予算を組む上で、この程度取り崩す想定で予算を組まざるを得ませんでした。実際には年度中になるべくここを取り崩さなくて済むような運用をしています。

歳出 (総務費)

山崎 工事請負費としてスマートロック設置工事とありますが、国・県の支出金の他に地方債で230万円です。なぜ地方債を使ったのか教えてください。

財務課長 財源として国の補助金や県の補助金の

他に地方債としましては過疎債のソフト分の上限度3500万のうち3200万円弱が既に一括リースで用途が決まっております。残金を使用するた

めに選んだものになります。

齋藤 庁舎機能移転に約1800万円とありますが、財政難の中で実施する理由は何かですか。

参事(特命担当) バリアフリー化、庁舎の耐用年数の経過、ワンストップ窓口整備や職員にとって環境を整えて仕事をしたいというような目的です。

齋藤 全体計画がないまま進めているのではないですか。

町長 全体計画は既に示しています。ご覧になってないような資料をご提供します。

海野 町長が言ったように10年以内に移転が必要ということならば今でなくても良いのではないですか。なぜ今なのでしょう。

の分のフロアが大きくなります。早めにストックを少なくすれば、その期間分のフロアが減るのには誰にも理解できるところかと考えています。

加藤 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金が4000万円減の理由と、今後かかる恒常費用はあるのか教えてください。

町長室長 標準化改修費が一段落したため減額になっていきます。新環境により運用費は一部増で、維持費は継続します。

加藤 クラウド化はコスト削減となるはずですが、初期費と維持費が高く、理念に反するのではないですか。

町長 ガバメントクラウドは不十分だと思います。組合は有効ですが、本来は全国一元化が望ましいと思います。

加藤 町として意見を具申できる環境はありますか。

町長室長 月1回のヒアリングや組合会議等要望の提出が可能であり、

本会議報告

複数段階で意見を反映しています。

(民生費)

加藤 敬老会食糧費について、毎年他の同僚議員がこの内容を聞いていますが、物価高騰していく中でここが減っている要因はなんですか。

保険福祉課長 対象者減と、弁当単価1000円を170食とお茶で積算しています。

(教育費)

加藤 学校建設アドバイザーは有識者として基本構想前から関わっていた方だと思いますが、基本構想時には事務局、その後はアドバイザーとして関わっています。

このアドバイザー料は完成までかかり続ける認識で良いですか。

学校建設担当課長

教育委員会での議論も必要ですが、個人契約ではなく会社契約で、その会社には複数の建築士がいます。その中でアドバイスです。1年単位で契約しています。

加藤 毎年判断するので

あれば、今年必要と判断した要因は何ですか。

学校建設担当課長

教育理念にどう反映するか専門知見が必要ですが、町に専門職がないため、ハード・ソフト両面の助言を得るためです。

加藤 そちらは基本設計でも要求しているのですが、設計業者と役割が重複し

学校建設担当課長

設計者だけでなく第三者的視点で内容を精査する役割があり、有効と認識しています。

堀 義務教育学校の実設計委託料2億1439万円の積算方法を教えてください。また、本体の事業規模ほどの程度を見込んでいますか。

学校建設担当課長

国交省の簡易積算基準に基づき、面積ごとの必要人員数と単価に経費率を乗じ算出しています。校舎延床7800㎡を上限としています。

加藤 毎年の事業費の想定を教えてください。

の建築が62億4000万プラス体育館の改修で3億8000万ぐらいを見込んでいます。

堀

真鶴町にとってこの学校規模は妥当だと考えていますか。

財務課長 過疎債、国庫補助を活用し、町への影響を抑えるよう連携して進めています。

教育長

現状2030年を想定して教室数を考えています。新しい教育を進めていく上では、妥当な広さであるというふう

木村

半島駅伝大会実行委員会の補助金50万円(100人上限)の設定の根拠は何ですか。

社会教育係長

財政状況を鑑み、町民参加100人を見込み設定しました。

木村

そうすると町民参加がゼロなら補助金もゼロで間違ったのでは。社会教育係長 お見込みの通りです。

観光事業なら経済効果で判断しますが、社会教育事業であれば町民への効果が前提ですので、査定時にそのように判断しています。

(制度活用)

加藤 水道改良耐震化事業には交付税措置の制度があるはずですが、今回活用していないのは何故ですか。

町長 水道料金改定をしていなかっただけ補助条件を満たしていませんでした。この度、料金改定

が認められたので、今後は補助が受けられるよう努力したいと思います。

加藤

D X技術を活用した管路点検調査は令和8年度で、一般会計繰出の50%が特別交付税措置されますが、こうした制度活用について庁内で議論されていますか。

町長

ご指摘の通りであり、こちらの補助獲得が間に合うか検討しますが、一般質問でご提起いただいたスマートメーター導入等の補助も含め、都市

基盤課で検討しています。とされています。

水道事業会計

加藤 水道事業会計はもとよりギリギリの人員でやられていると思います。新規採用の計画はないですか。

町長 わが町の規模では企業会計ごと採用するということは行っていません。一般会計との人事交流で対応していきます。

加藤 料金改定による値上げ分の中で処遇改善に充てる算段はありますか。

都市基盤課長

ウオーターPPPという官民連携を目指す中で、断し、優先順位をつけて更新を進めなければならぬと考えています。

山崎

ウオーターPPP調査費の2000万円はどのように算出したのか教えてください。

都市基盤課長

補助率100%の基盤強化推進事業補助金を活用し、水道・下水道一体での導入可能性調査として計上しています。

海野 未収金増は水道代値上げの影響を見込んでいますか。

主任主事

料金改定によって予算規模が増えてはいますが、料金総額の増加による機械的な算定であり、未納増を見込んだものではありません。

海野 来年度から工事を

行う計画はありますか。

都市基盤課長

来年度は管路状況の調査として漏水調査をし、結果を整理した上で次の年から工事に着手できるように進めていきます。

都市基盤課長 管種や口径、場所等を総合的に判断し、優先順位をつけて

更新を進めなければならぬと考えています。

山崎

ウオーターPPP調査費の2000万円はどのように算出したのか教えてください。

審議結果

令和8年1月臨時会 審議結果

会期：1月19日

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹	
同意第1号	教育委員会委員の任命について	教育委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0		総務経済常任委員会に付託									議長は採決に加わりません。	
議案第1号	真鶴町過疎地域持続的発展計画について	令和8年度から令和12年度までの真鶴町過疎地域持続的発展計画を策定するもの。	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第2号	真鶴町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道事業費用の収支バランスの低下の解消並びに水道施設改築更新の資金確保のために改正するもの。	9	5	4	可	×	○	○	○	○	○	×	×	×		
議案第3号	令和7年度真鶴町一般会計補正予算（第5号）	予算に9,740万6千円を追加するもの。	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
発議第1号	真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会設置に関する決議について	真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会を設置し、指定管理者の選定等を調査する。	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
発議第2号	真鶴町義務教育学校建設調査特別委員会設置に関する決議について	真鶴町義務教育学校建設調査特別委員会を設置し、義務教育学校建設及び開設等を調査する。	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
発議第3号	真鶴町におけるハラスメント疑い事案の調査に関する決議について	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会を設置し、行政組織内におけるハラスメント事案を調査する。	9	8	1	可	○	○	○	○	○	○	○	×	○		

【採決結果】 ○ = 賛成 × = 反対 退 = 退席 欠 = 欠席（遅刻・早退を含む） 除 = 除斥

【議決結果】 可 = 可決 承 = 承認 許可 = 許可 認 = 認定 同 = 同意 否 = 否決 採 = 採択 趣 = 趣旨了承 不 = 不採択

令和8年3月定例会 審議結果

会期：2月25日～3月13日

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹	
同意第1号	教育委員会委員の任命について	教育委員の任命について同意を求めるもの	9	7	2	同	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議長は採決に加わりません。
同意第2号	教育委員会委員の任命について	教育委員の任命について同意を求めるもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
同意第3号	真鶴町教育委員会教育長の任命について	教育長の任命について同意を求めるもの	9	6	3	同	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度真鶴町一般会計補正予算（第6号））	令和8年2月8日執行の衆議院選挙に要する予算を専決処分したもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第4号	町道路線の廃止について	町道路線を廃止するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第5号	真鶴町犯罪被害者等支援条例の制定について	犯罪被害者の支援について基本となる事項を定めるもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	議案第6号 真鶴町敬老祝金条例を廃止する条例の制定について総務経済常任委員会付託にする動議	真鶴町敬老祝金条例を廃止する条例の制定に対する委員会付託にするもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

審議結果

審議結果

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
議案第6号	真鶴町敬老祝金条例を廃止する条例の制定について	特定の高齢者ではなく住民登録のある高齢者に幅広く支援するために条例を廃止するもの	9	1	8	否	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
議案第7号	真鶴産業活性化センター条例を廃止する条例の制定について	行政財産として管理する必要がなくなったため条例を廃止するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	議案第8号 真鶴町課設置条例の一部を改正する条例の制定に対する動議		9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第8号	真鶴町課設置条例の一部を改正する条例の制定について ※修正動議による修正箇所以外の部分	解決すべき事務事業への対応及び業務書遂行体制を刷新するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
—	真鶴町課設置条例の一部を改正する条例の制定について 修正部分		9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第9号	真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	町長の給料について平均改定率相当の減額措置を講じるもの	9	6	3	可	○	○	×	○	×	○	×	○	○	
議案第10号	真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告による一般職の給与をこれに準じた措置をするもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第11号	真鶴町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	個人番号を利用した多機能端末機による証明書の発行手数料等を見直すもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第12号	真鶴町立中川一政美術館条例の一部を改正する条例の制定について	中川一政美術館入館料を変更するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第13号	真鶴町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉法等の改正する法律の施行による改正	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第14号	真鶴町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉法等の改正する法律の施行による改正	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第15号	真鶴町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉法等の改正する法律の施行による改正	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第16号	真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援法等の一部を改正する法律の成立により改正するもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第17号	真鶴町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	介護保険法施行令の改正に応じた措置を講ずるための改正	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第18号	真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部の改正、施行に伴う改正	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第19号	令和7年度真鶴町一般会計補正予算（第7号）	歳入歳出予算総額から2,603万3千円を減額するもの	9	7	2	可	×	○	○	×	○	○	○	○	○	

議長は採決に加わりません。

審議結果

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
議案第20号	令和7年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	歳入歳出予算総額から542万7千円を減額するもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第21号	令和7年度真鶴町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算総額から839万9千円を増額するもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第22号	令和7年度真鶴町水道事業会計補正予算(第3号)	水道事業収益を695万6千円の減額、水道事業費用を312万8千円の減額、資本的支出を5万円増額するもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第23号	令和7年度真鶴町下水道事業会計補正予算(第3号)	下水道事業収益を890万円の増額、下水道事業費用を65万4千円の減額、資本的収入を23万8千円の減額、資本的支出を104万8千円の減額するもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	議案第24号 令和8年度真鶴町一般会計予算に対する修正動議		9	9	9	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第24号	令和8年度真鶴町一般会計予算 ※修正動議による修正箇所以外の部分		9	9	9	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	令和8年度真鶴町一般会計予算 修正部分	歳入歳出予算の総額を45億7,300万円に定めるもの	9	9	9	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第25号	令和8年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算	歳入歳出予算の総額を10億1,974万9千円に定めるもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第26号	令和8年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算	歳入歳出予算の総額を9,311万1千円に定めるもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	令和8年度真鶴町介護保険事業特別会計予算	保険事業勘定の歳入歳出予算を10億4,154万9千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算を323万9千円に定めるもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第28号	令和8年度真鶴町後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額を2億1,603万8千円に定めるもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第29号	令和8年度真鶴町水道事業会計予算	水道事業収益を3億2,140万4千円に、水道事業費用を2億7,439万1千円に、資本的収入を655万6千円に、資本的支出を6,024万円に定めるもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第30号	令和8年度真鶴町下水道事業会計予算	下水道事業収益を2億2,210万4千円に、下水道事業費用を2億2,394万4千円に、資本的収入を1億4,010万9千円に、資本的支出を1億9,681万4千円に定めるもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第1号	議案第24号 令和8年度真鶴町一般会計予算に対する附帯決議	教育費の予算執行にあたり留意し、適切な処置を講じるもの	9	9	9	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は採決に加わりません。

【採決結果】 ○ = 賛成 × = 反対 退 = 退席 欠 = 欠席 (遅刻・早退を含む) 除 = 除斥
 【議決結果】 可 = 可決 承 = 承認 許 = 許可 認 = 認定 同 = 同意 否 = 否決 採 = 採択 趣 = 趣旨了承 不 = 不採択

審議結果

一般質問について

一般質問のコーナーは議員個人の見解を尊重し、そのまま掲載しています。文中の表現や内容については、質問した各議員が責任を持つものとなっています。



一般質問

一般質問

問 令和7年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算に不正不当利得返納金の項目が歳入補正で上がりました。この執行部の説明は、「真鶴町地域密着型サービス等整備助成事業費補助金交付要綱に基づき財産処分制限に抵触したので法人への交付を取り消し、補助金の全額返還を要求するもの」とのことでした。

これは約9年前に町指定を受けて約3300万円の税金を投じて建設された福祉施設が、わずか半年で「休止」となり長年、漫然と放置されてきたという問題です。

休止直前の議会への報告によると、「運営状況



動画はこちら！

木村



いさむ 議員

問 この施設については「根抵当権」か、

答 事業計画や必要書類は庁内で内容確認や県への相談等を行って交付決定をしております。事務処理が間違っていたとは考えていません。

問 この施設については「根抵当権」か、

答 同施設には平成28年度に開設準備金186万3千円、29年度に施設整備費3200万円という巨額の公金が交付されており真鶴町の補助金行政の信頼に関わる由々しき事態であると懸念されます。信頼回復に向けて次の点を質問致します。

計画が杜撰だったと言わざるを得ません。杜撰な計画にも関わらず町が補助金交付決定したのは間違いだったのではないかと考えますが見解を求めます。

問 町が交付決定をした国・県の補助金が返還請求に至る事態に発展しました。これは非常に由々しき問題であり、真鶴町の補助金行政に対する信頼は失墜したと考えます。今後、真鶴町に補助金がありにくくなるといふ弊害はないですか。

答 町の判断についての国・県の評価について、町としての答弁は困難であるが、一般論として、要綱に基づき交付される補助金が過去の事象を理由に申請ができなくなることはないかと承知しています。

問 町が交付決定をした国・県の補助金が返還請求に至る事態に発展しました。これは非常に由々しき問題であり、真鶴町の補助金行政に対する信頼は失墜したと考えます。今後、真鶴町に補助金がありにくくなるといふ弊害はないですか。

答 当該物件に設定をされてしまったのは「根抵当権」です。補助物件への根抵当権設定は町の要綱に照らし違反となるため事業者への補助交付を取り消し、返還を求めているものです。

問 町が交付決定をした国・県の補助金が返還請求に至る事態に発展しました。これは非常に由々しき問題であり、真鶴町の補助金行政に対する信頼は失墜したと考えます。今後、真鶴町に補助金がありにくくなるといふ弊害はないですか。

答 それとも「根抵当権」ですか？根抵当権なら要綱違反では済まない、補助金適正化法に抵触する違法行為・違法状態であると思慮しますが、町の見解を求めます。



あんな 杏奈 議員

防災行政無線の運用状況

と周知の在り方について

問 防災行政無線について、聞こえにくい地域の把握状況とこれまでの改善、また放送内容の基準や周知のあり方について伺います。

答 これまでも事業者と協議を重ね様々な改善を行ってきましたが、依然として聞こえにくい地域は多く、地形上の特性から抜本的な問題の解消は困難だろうと判断しております。携帯電話による伝達を主に位置づけ、防災行政無線は補完的な手段の一つと位置づけております。使用基準については2025年8月に定め、2026年2月にホームページ上で公開しました。

問 抜本的な改善が困難であるならば、音の違いによって放送内容が識別できるように工夫も必要ではないでしょうか。

答 今後そのような内容について調査研究をさせていただきたいと考えております。

問 現在、プッシュ型通知を行う方法は持ち合わせていますか。

答 エリアメールという手法があり、強制的に音が鳴るもので、本町でも使用可能です。また今後、自治体アプリ等によりプッシュ通知を行う可能性もあります。

問 子育て支援体制の進捗について

答 子育て支援体制の充実に向けた進捗と今後の方向性について伺います。また、本町単独での実施が難しい支援について、広域連携をどのよう位置づけているのかお聞かせください。

答 子育て支援については、お金を払ってもどうにもならない分野を優先すべきと考えております。全児童対策の導入を優先して取り組んでまいりました。ファミリーサポートセンター機能の導入に向け、最優先で取り組んでいるところです。広域連携については、重視する行政運営手法として掲げており、模索しているところです。

問 ファミリーサポートの開始目標はいつ頃を予定していますか。

答 来年度に稼働させたいと考えており、その準備を進めているところです。

問 病児保育は町単独では難しく、小田原市との広域連携が可能ではないかと考えますが、進捗はいかがでしょうか。

答 相手方の立場もありますので、広域連携が可能かどうか確認してまいりたいと考えております。町単独でやるべきなのか広域から始めるのかについては悩んでおります。

問 仮設住宅の仮設期間が長くなる傾向があるが、仮設期間の短縮に向けた取り組みはありますか。

答 仮設期間の短縮に向けた取り組みは、仮設住宅の建設を進めること、仮設住宅の耐震化を進めること、仮設住宅の環境改善を進めることなどに取り組んでいます。

問 仮設住宅の仮設期間が長くなる傾向があるが、仮設期間の短縮に向けた取り組みはありますか。

答 仮設期間の短縮に向けた取り組みは、仮設住宅の建設を進めること、仮設住宅の耐震化を進めること、仮設住宅の環境改善を進めることなどに取り組んでいます。

問 仮設住宅の仮設期間が長くなる傾向があるが、仮設期間の短縮に向けた取り組みはありますか。

答 仮設期間の短縮に向けた取り組みは、仮設住宅の建設を進めること、仮設住宅の耐震化を進めること、仮設住宅の環境改善を進めることなどに取り組んでいます。

一般質問



ともあき 村田 議員

お林を守りたい!

お林の擬木柵や石畳などの設備が老朽化

でいたるところで壊れています。対応はいかがですか。

答 大規模な修繕が必要。な場合は、1995年に県と締結した覚書によって、県と町とが協議して対応します。

問 どのような協議をしていますか。

答 記憶の限りではこれまで大規模修繕は行っていません。ただ公衆トイレは老朽化が進んでおり、協議が必要と考えています。

問 擬木柵がいたるところで壊れています。いかがですか。

答 具体的にどこが壊れているか不明です。いたるところで壊れています。把握して

問 お林の教育活動を教えてください。

答 壊れているところがいなくつかあるという認識はしています。町道沿いの擬木柵は都市基盤課が担当で、遊歩道は産業観光課です。まずは現状を把握いたします。

問 石畳がいたるところで剥がれ、トイレも電気が点かない、そういった改善点を一個一個リストラして優先順位などつけて対応する必要があります。ではないでしょうか。

答 仰る通り、整理させていただきます。

問 教育面で、お林の木に名札をつけてはいかがでしょうか。

答 検討いたします。

問 外来種の対策を教えてください。

答 カミヤツデやビロウなど、何らかの対策を講じなければならぬと認識しています。専門家に相談しながら駆除に取り組みたいと考えています。

問 お林の教育活動を教えてください。

答 幼稚園は半島まるごと幼稚園をスローガンに自然体験をしています。小学生は真鶴自然教室を実施しています。中学生も観光ボランティアの説明を受けています。

問 町外からの受け入れ人数の実績を教えてください。

答 海の学校は5月から10月までで14回で531名、海のミュージアムは4月から9月までで9回で387名の参加です。他にも自然体験の授業もやっています。

問 修繕されないままの物の改善を!

答 修繕されず一年以上手つかずのままになっている町所有物や文化財などが多数存在します。リスト化し、修繕のためのスケジュール表がありますか。

答 修繕されぬままのものの一覧表はないです。修繕の工程表もないです。



問 教育と保育について
学びの定着を図る学習活動の工夫とは、具体的にどのようなことを実施していますか。

答 小学校では学習の単元、鉛筆を使って紙に書き表すことについては苦手な子が増えているようです。

問 家庭でも取り組みが必要と思いますが、推奨していますか。

答 マチコミュニケーションや学級通信、校長先生が書かれている便りの中で伝えていくと捉えています。

問 教職員の資質向上を目指した取り組みの足柄下郡3町が連携する研修の実施内容と成果を教えてください。

答 中学校で数学を担当する教職員がグループ活動を効果的に用いた小学5年生の算数を参観し、翌日に自身の授業に取り入れ、授業力の向上に繋がっています。教育支援担当者研修が行われ、フリースクールへの視察や情報交換を通して、不登校支援に係る教育相談活動に活かしています。

問 保育の質の向上のために町職員による指導監督のための研修等は行われていますか。

答 県が実施する指導監督に同行する形でやっているのですが、研修は受講していません。

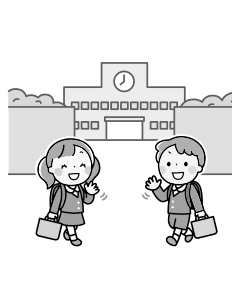
問 保育の供給拡大への議論に着手しているとのことですが、実際どのように行われていますか。

答 子ども子育て支援会実務担当の会議で検討しています。施設の今後のあり方について考える前に、幼児教育のグラウンドデザインを策定しているというのが一つ。もう一つは、「誰でも通園制度」が稼働する環境になりますので、その受け入れを保育園2園と幼稚園とで整える中で相互にどういった幼児教育を提供しているのかという交流がはじまっていくというふうな願っております。

問 ICT教育の始まる前と比べて書く力の変化について聞いていますか。

答 現場の感想、感覚として、キーボードを使い打ち込むことに長けていて、すぐに習得する

問 導監督のための研修等は



一般質問



問 情報センター1階の工事について
「役場の移転」と「役場の機能移転」とは、どこが違うのか伺います。

答 役場は、究極的には「町長」だと思えます。真鶴町におけるあらゆる行政は町長もしくは、その他の執行機関の名において執行され、執行機関を統括するのも町長です。すなわち、役場の移転とは、地方自治法第四条に基づいて町長が執行する事務所がどこかを定めるもので、それを移す場合が役場の移転になります。

問 広報「真鶴」1月号では、役場1階の課が情報センター1階へ移るため貸館できないと知らせが出ました。まだ予算も審議されていないのに既に決まったことのように掲載することで、利用者や不安にさせませんか。

答 利用予定日の3カ月前から予約可能なので、5月分の予約は2月より出来ています。5月に予定されている工事に際して利用が出来なくなり、ご迷惑をかけてしまうことが予見されました。周知しました。

問 役場がどこになるかは町民の関心も高く、それだけに議会議員の3分の2の賛成が求められています。まだ役場移転が決まってない段階で、工事を伴う変更が行われるのは、税金の無駄遣いになりませんか。

答 今回の工事については、理部門の事務所の位置の移転に関するものではありません。は、本定例議会において2026年度当初予算案に計上してあるもので、移転関連予算を認めていただいた後に執行するもので、税金の無駄遣いにはなりません。

問 機能移転と名付けて先行的事実を積み重ねる前に、役場庁舎をどうするか検討されるべきだと思いますが、いかがですか。

答 これまでも議会には庁舎機能移転をはじめとするとする役場庁舎、町民センター、情報センターの集約統合の方向性について全体像をお示ししています。4つのフェーズに分けた庁舎機能移転の全体見取り図も示しています。

今回、予算案に計上しているのは、役場の町民窓口機能を中心とする部署の機能移転で、町長の執務場所及び基幹的な管

理部門の事務所の位置の移転に関するものではあり



会議の記録

月	日	会議名	映像配信	議題
1月	14日	議会運営委員会		(1) 第1回議会臨時会について (2) 議会報告会について (3) その他
	19日	1月議会臨時会	あり	※審議結果をご覧ください
	19日	指定管理運用状況調査特別委員会		(1) 正・副委員長の選任について (2) その他
	19日	義務教育学校建設調査特別委員会		(1) 正・副委員長の選任について (2) その他
	19日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会		(1) 正・副委員長の選任について (2) その他
	19日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 議会だより No.90の発行日について (2) その他
	30日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会	あり	(1) 地方自治法第100条に基づく調査権について (2) 調査特別委員会の運営要領(案)について (3) 今後の進め方について (4) 提出を求める記録について (5) 委員会での証人喚問について (6) その他
	30日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 今後の進め方について (2) 提出を求める資料について (3) その他
2月	30日	義務教育学校建設調査特別委員会	あり	(1) 今後の進め方について (2) 提出を求める資料について (3) その他
	9日	議会全員協議会	あり	(1) 公共施設等総合管理計画(案)について (2) 地域未来交付金を活用した関係人口創出事業の方向性について (3) 小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化基本構想(案)の策定状況等について (4) 2026年度真鶴町地域包括支援センター運営業務委託に関する公募型プロポーザル方式選定委員会選定結果の報告について (5) 道路用地の交換について (6) 旧真崎荘の利活用方法について (7) 庁舎機能移転について (8) その他
	9日	議会運営委員会		(1) 町長からの申し入れについて (2) 3月定例会について (3) その他
	9日	広域行政特別委員会		(1) 水道事業に関する協議について (2) その他
	13日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会	あり	(1) 証人尋問 (2) 提出記録の確認等について (3) 第4回委員会の開催について (4) その他
	13日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 今後の方針について (2) その他
	18日	議会運営委員会		(1) 第2回議会定例会について (2) その他
	18日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会	あり	(1) 第5回委員会の開催について (2) 共通事項尋問について (3) その他
	18日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 提出資料の確認について (2) その他

会議の記録

月	日	会議名	映像配信	議題
2月	24日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会	あり	(1) 証人尋問 (2) 提出記録の確認等について (3) 第6回委員会の開催について (4) その他
	25日	3月議会定例会	あり	※審議結果をご覧ください
	26日	3月議会定例会	あり	※審議結果をご覧ください
3月	6日	総務経済常任委員会	あり	(1) 非公開案件 (2) 真鶴町第2期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定について (3) 同意第1号 教育委員会委員の選任について 同意第2号 教育委員会委員の選任について (4) 議案第6号 真鶴町敬老祝金条例を廃止する条例の制定について (5) 議案第8号 真鶴町課等設置条例の一部を改正する条例について (6) 議案第24号 令和8年度真鶴町一般会計予算
	9日	総務経済常任委員会	あり	(1) 議案第25号 令和8年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 (2) 議案第26号 令和8年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算 (3) 議案第27号 令和8年度真鶴町介護保険事業特別会計予算 (4) 議案第28号 令和8年度真鶴町後期高齢者医療特別会計予算 (5) 議案第29号 令和8年度真鶴町水道事業会計予算 (6) 議案第30号 令和8年度真鶴町下水道事業会計予算 (7) 真鶴町水道事業経営戦略について (8) 真鶴町下水道事業経営戦略について
	9日	広域行政特別委員会		(1) 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会での議事内容について ア 湯河原町・真鶴町広域行政推進協議会委員の変更について イ 令和8年度湯河原町と真鶴町の広域連携に係る事業計画(案)について ウ プラごみ等資源化減量化検討事業に伴う覚書(案)について エ 令和8年度協議会予算(案)について オ 令和8年度共同処理事業等の事業費予算について (2) その他
	11日	総務経済常任委員会	あり	(1) 同意第1号 教育委員会委員の選任について 同意第2号 教育委員会委員の選任について (2) 議案第6号 真鶴町敬老祝金条例を廃止する条例の制定について (3) 議案第8号 真鶴町課等設置条例の一部を改正する条例について (4) 議案第24号 令和8年度真鶴町一般会計予算 (5) 議案第25号 令和8年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算 (6) 議案第26号 令和8年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算 (7) 議案第27号 令和8年度真鶴町介護保険事業特別会計予算 (8) 議案第28号 令和8年度真鶴町後期高齢者医療特別会計予算 (9) 議案第29号 令和8年度真鶴町水道事業会計予算 (10) 議案第30号 令和8年度真鶴町下水道事業会計予算 (11) 閉会中の所管事務調査について (12) その他

会議の記録

月	日	会議名	映像配信	議題
3月	11日	真鶴町におけるハラスメント疑い事案調査特別委員会		(1) 令和8年度調査経費について (2) 閉会中の継続調査について (3) その他
	11日	指定管理運用状況調査特別委員会		(1) 閉会中の継続調査について (2) その他
	11日	義務教育学校建設調査特別委員会		(1) 閉会中の継続調査について (2) その他
	11日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 閉会中の継続調査について (2) その他
	12日	3月議会定例会	あり	※審議結果をご覧ください
	12日	議会広報・広聴特別委員会		(1) 広報クリニックの報告について (2) 議会だより No.91について (3) 広報・広聴の企画について (4) その他
	23日	指定管理運用状況調査特別委員会	あり	(1) 提出資料の検証について (2) その他
	26日	義務教育学校建設調査特別委員会	あり	(1) 学校建設に至った経緯の確認について (2) 令和8年度予算執行に係る附帯決議について (3) その他
	26日	指定管理運用状況調査特別委員会		(1) 指定管理施設の現地視察について (2) その他



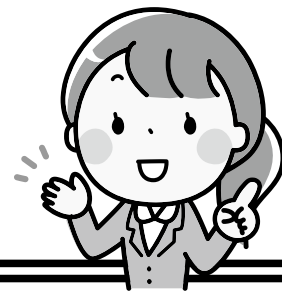
本会議に関連する会議映像の再生リストはこちら

モニター募集について

議会の広聴機能を拡充するため、「議会だより」のモニターを募集する予定です。



次号に応募要項を掲載いたします。



議長室

真鶴町議会議長

天野 雅樹

皆さま、いつも議会に興味を持っていただきありがとうございます。1月に開催された臨時議会で設立された3つの「特別委員会」についてお話しします。

「真鶴町におけるハラズメント疑い事案調査特別委員会」は、地方自治法100条の規定により調査をします。これは、記録提出の義務や虚偽証言に対する罰則があり、対象者を告発できるといった強い権限を持っています。どのような疑い事案があったのかを調査していますが、町が実施した職員向けのアンケートをこれから精査し、ハラズメントと認定される事項については最終調整し、報告書を提出します。6月をめどに途中報告ができればと考えています。対象者を吊るし上げるための調査ではなく、事案があれば改善し、働きやすい職場環境をつくるこ

とを目的にしています。

「真鶴町指定管理運用状況調査特別委員会」は、町が民間に管理運営の使用許可を出している指定管理者の選定や、指定の方法、評価、町との協定内容と実際の運営状況との整合性などを調査します。現在町が指定管理制

度を導入している施設は次の通りです。「真鶴町国民健康保険診療所」「真鶴町介護小規模多機能型居宅介護施設」「訪問看護ステーション真鶴」「コミュニケーション真鶴」「真鶴駅前駐輪場」「真鶴魚座」「ケーブ真鶴」こちらも調査終了後に報告します。

物価や人件費の高騰を鑑

みても今後減少していくのであるう児童生徒数や町の財政、未来の子どもたちが背負わなければならない借金返済との整合性を議会と協議するものとしました。3月の定例議会において、学校建設については、付帯動議（予算執行に関して議会として使い方に関する意思表示*法的拘束力はありません）を行いました。内容は次の通りです。

「建設費用が高騰している背景を受け、児童生徒の基礎的な学びのための施設以外の部分で建設面積を削減し、費用増大の抑制に努めること」義務教育学校の新設は町にとっては半世紀に一度の巨大プロジェクトです。また、教育施策は子どもたち、町の将来を支える最重要課題であり、町の希望と捉えています。町を歩いていると様々な賛否の意見を聴きます。今後、町民からの広聴機能を強化し多様な町民の声を反映していきます。

第3回 題字表彰式

皆さん少し緊張した面持ちで始まりました。というのも、議場の議員席に各自の名札を用意され、実際にマイクのスイッチを入れ受賞の感想をお願いしたからです。「毎年応募している」、「次も応募したい」というコメントをいただきました。とても頼もしく感じました。最後は作品を手笑顔で撮影できました。議会が少しずつ身近な存在になれているのかなと嬉しかったです。



編集後記

町民の声をより反映するため装いを新たにスタートしている本委員会では、はじめて本号議会だよりの編集長を務めさせていただきました。

この間、全国町村議会議主催の議会広報クリニクを受講。町民の町政への理解と関心を集めるための模索を続けてまいりました。アイデアはあふれています。一歩一歩実りあるものに結びつけられたいと思います。

さて本号は、水道や学校建設など町政の大きな動きへの議会の取り組みを伝えています。小さな町のまちづくりは町民参加が大切。本誌がそのパイプとなれば幸いです。

編集長
木村 勇

議会広報・広聴

特別委員会

- 委員長 山崎 佳奈
- 副委員長 堀 杏奈
- 委員 齋藤 伸子
- 木村 勇
- 加藤 龍

次回定例会開催案内

今回は
6月3日(水)、4日(木)、
11日(木)、12日(金)
の予定です。

会議録の閲覧

会議録はインターネット上で閲覧できます。

